

事務連絡
令和6年5月 日

部局長および所属長 各位

政策推進部長
総務部長

公共施設（指定管理施設を含む）にかかる施設照明のLED化について（通知）

標題の件について、去る令和5年11月3日の「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、令和9（2027）年末までに一般照明用の蛍光灯の製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されました。

つきましては、所管する公共施設（指定管理施設を含む）の照明のLED化について、各所管部局において工夫しながら、計画的に進められますよう通知いたします。

記

1. 施設照明のLED化

- （1）各施設の照明の状況を確認すること。
- （2）予算要求に当たっては、費用の平準化・低減等の工夫を行いながら、各施設のLED化を計画的に進めること。
- （3）安定器交換等をセットで行う場合は、工事請負（修繕）に限定せず、リースによる対応も検討すること。

2. 添付書類

- （1）経済産業省通知【蛍光灯の製造・輸出入廃止に向けた周知について（依頼）】

【担当】

政策推進部 政策調整課 総合調整係

内線（3590）

総務部 財政課 財政係

内線（3550）

事 務 連 絡
令和6年2月

各府省庁、各都道府県、各指定都市 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室

蛍光ランプの製造・輸出入廃止に向けた周知について（依頼）

日頃より化学物質管理政策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国においては、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的とする「水銀に関する水俣条約」を締結し、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）」等に基づく措置等を行っています。

令和5年10月30日から11月3日にかけてスイス・ジュネーブにおいて開催されました「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）」におきまして、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプ（住宅、事務所、工場、店舗、作業現場、街路灯等で一般的に使用されている蛍光ランプ）を、その種類に応じて、2025年末から2027年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されました¹。

廃止対象となる蛍光ランプは、期限以降の製造及び輸出入が廃止されますが、廃止期限後においても在庫品の流通・販売や既存製品の継続使用は可能です。一般照明用の蛍光ランプを使用している設備等について、計画的なLED化を進めていただくとともに、引き続き当該蛍光ランプの使用が必要である場合には、在庫切れとなる前に必要数を調達いただけますよう、関係府省庁におかれましては所管団体等、都道府県庁・指定都市におかれましては管内の自治体等を通じて、関係機関へ周知いただきたく存じます。周知の際は、蛍光ランプの製造・輸出入廃止に向けたチラシ（別紙）をご活用ください。

御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【お問合せ先】

経済産業省 化学物質管理課 TEL：03-3501-0080 e-mail：bzl-suigin@meti.go.jp

環境省環境保健部 水銀対策推進室 TEL：03-5521-8260 e-mail：suigin@env.go.jp

¹ 「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」プレスリリース
<https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231109001/20231109001.html>

一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入は 2027 年までに廃止されます

2023 年 11 月の「水銀に関する水俣条約 第 5 回締約国会議」において、
一般照明用²の蛍光灯の製造・輸出入を、2027 年までに段階的に廃止することが決定されました。
既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品（在庫）の売り買い及びその使用が禁
止されるものではありません。

廃止の時期（蛍光灯の種類ごとに廃止時期が異なります。）

種類	直管蛍光灯	環形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯
廃止年月日	2027 年 12 月 31 日(※)	2027 年 12 月 31 日(※)	2026 年 12 月 31 日
写真（例）			

(※) 直管蛍光灯と環形蛍光灯には一般タイプの「ハロリン酸塩系」蛍光灯とプレミアムタイプの「三波長系」蛍光灯との二種類があり、互換性があります。後者の方が高効率でより明るい仕様です。「ハロリン酸塩系」が 2026 年末、「三波長系」が 2027 年末に、製造・輸出入が廃止されます。

一般照明用蛍光灯の表示例

製品本体に付された品番が「F」で始まるものが蛍光灯です。

（蛍光灯に印字された品番に、三波長系蛍光灯のみ「3 波長形」または「EX」と表示ありますが、これらの表示がないものはハロリン酸塩系のランプです。）

海外製品では品番の表記が異なることがありますので、お手持ちの製品が蛍光灯かわからない場合は、お近くの蛍光灯取扱店またはメーカーにお問い合わせください。



LED 照明への切り替え

一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入の廃止に伴い、LED 照明への計画的な更新をお願いいたします。切り替え工事が必要な場合もあります。

LED 照明への切り替えが難しい場合は、あらかじめ電気工事店等に交換用の蛍光灯確保についてご相談ください。

【本件に関するお問合せ先】

経済産業省 化学物質管理課 TEL : 03-3501-0080 e-mail : bz1-suigin@meti.go.jp

環境省環境保健部 水銀対策推進室 TEL : 03-5521-8260 e-mail : suigin@env.go.jp

²一般照明用ランプについては、一般社団法人日本照明工業会の資料を参照ください。

https://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/suigin_lamp_youto.pdf